

龍 監 第 7 4 号

令和 2 年 8 月 1 7 日

龍ヶ崎市長 中山 一生 殿

龍ヶ崎市監査委員 関口 広行

龍ヶ崎市監査委員 寺田 寿夫

2 0 1 9 年度（令和元年度）龍ヶ崎市決算に係る財政健全化
及び経営健全化の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法律第
2 2 条第 1 項の規定に基づき審査に付された，2 0 1 9 年度（令和元年
度）龍ヶ崎市に係る健全化判断比率を審査したので，その結果について
次のとおり意見を提出する。

2019年度(令和元年度)

**龍ヶ崎市決算に係る財政健全化
及び経営健全化審査意見書**

龍ヶ崎市監査委員

2019年度（令和元年度）

財政健全化審査意見

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

| 区 分 | 健全化判断比率 | 早期健全化基準 | 備 考 |
|------------|---------|---------|-----|
| ① 実質赤字比率 | — | 12.77% | |
| ② 連結実質赤字比率 | — | 17.77% | |
| ③ 実質公債費比率 | 5.3 % | 25.0 % | |
| ④ 将来負担比率 | — | 350.0 % | |

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字は発生していない。

なお、早期健全化基準は12.77%となっている。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字は発生していない。

なお、早期健全化基準は17.77%となっている。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は5.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は発生していない。

なお、早期健全化基準は350.0%となっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

2019年度（令和元年度）
公共下水道事業会計経営健全化審査意見

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

| 資金不足比率 | 経営健全化基準 | 備考 |
|--------|---------|----|
| — | 20.0% | |

(2) 個別意見

資金不足比率について

資金不足は発生していない。
なお、経営健全化基準は20.0%となっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

2019年度（令和元年度）
農業集落排水事業会計経営健全化審査意見

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

| 資金不足比率 | 経営健全化基準 | 備考 |
|--------|---------|----|
| — | 20.0% | |

(2) 個別意見

資金不足比率について

資金不足は発生していない。
なお、経営健全化基準は20.0%となっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

2019年度（令和元年度）
工業団地拡張事業会計経営健全化審査意見

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

| 資金不足比率 | 経営健全化基準 | 備考 |
|--------|---------|----|
| — | 20.0% | |

(2) 個別意見

資金不足比率について

資金不足は発生していない。
なお、経営健全化基準は20.0%となっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。